

平成 28 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 28 年 6 月 8 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 28 年 6 月 14 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課 長	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
教育委員長	小林 扶由	監 査 委 員	中村 功		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 3 議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 5 議案第 48 号 町税条例等の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 7 議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 8 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 9 発議第 2 号 玉城町議会議員の派遣について（追加議案）
- 第 10 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開会の宣言

- 議長（中瀬 信之）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。
これから、平成28年第2回玉城町議会定例会、第4日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長（中瀬 信之）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において
9番 北 守 君 10番 坪井 信義 君
の2名を指名します。

上程議案に対する討論・採決

- 議長（中瀬 信之）これから議事にはいります。
日程第2 議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし、日程第5 議案第48号 町税条例等の一部改正についてを一括議題にします。
ただ今、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。
これから、総務産業常任委員長の報告を求めます。
総務産業常任委員会 委員長 北川雅紀 君

- 総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長より、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、以下4件の審査を、同日、午後1時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の概要を報告をいたします。

まず、議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての審査を行いました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、委員より「地域おこし協力隊員の報酬月額 16 万 4700 円の積算根拠は何かとの質問に対し、町より、各地方公共団体の財政状況に基づく、特別交付税措置で年間 200 万円の報酬が認められています。全国的な事例をみますと 200 万円を 12 で割った数字、すなわち 16 万 5、6000 円の金額で報酬がされているのが一般的になっています。玉城町としては、その金額も参考にしながら、町の非常勤職員の報酬月額 164,700 円としましたとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号 町税条例等の一部改正についてにつきましては、委員より「国の施策によって、法人住民税の税率が 9.7%から 6.0%に引き下げられる。減収分は交付税の措置があるのか、との問いに、町より「国の施策であり、交付税で措置がされると県からも回答いただいていますとの回答でした。

質疑を終了し、討論はなく、「挙手全員」で原案のとおり可決しました。

以上、4 件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改

正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号 町税条例等の一部改正について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 48 号 町税条例等の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 48 号 町税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし、日程第 8 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 山口和宏君

○**予算決算常任委員長（山口 和宏）**議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 6 月 10 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし、議案第 51 号 平成 28 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）3 件についての委員会審査を、同日、午後 1 時 30 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 49 号 平成 28 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

それでは、議案第 51 号 平成 28 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、追加議案の審議に入ります。

日程第 9 発議第 2 号 玉城町議会議員の派遣についてを議題にします。

ただ今議題となりました案件につきましては、来る 6 月 20 日及び 21 日の 2 日間、本町議会議員を視察研修に派遣しようとするものです。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑・討論は省略することに決定しました。

これから、発議第 2 号 玉城町議会議員の派遣についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、発議第 2 号 玉城町議会議員の派遣については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これで、平成28年第2回玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで、平成28年第2回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

町長 閉会の挨拶

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会の提案のすべての議案につきましてご承認賜りましたこと暑くお礼申し上げます。この機会に企業拡張の計画がございまして、報告を申し上げます。かねて計画をされておられましたけども、京セラドキュメントソリューションズさんの玉城工場、野篠にある工場でございますけれど、第7工場を着工されるという予定で6月20日が起工式という案内を正式に頂戴しております。第6工場に続いての竣工場、そして面積が約3600ヘイホーメートル、床・・・が3600ヘイホーメートル、高さが10メートルという予定でございます。ご承知のとおり大変、町内優良企業がありまして、ほとんどの代企業さんはマザー工場、つまり中心的なその会社の役割を担っておられる企業が我玉城町に進出をいただいております。多くのみなさんの今日までのご協力のおかげだというふうに感謝を申し上げる次第でございます。引き続き議会におかれましてもご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

議長 閉会の挨拶

○議長(中瀬 信之) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る6月の8日より、本日まで7日間の会期でございました。議員のみなさまにおかれましては、真剣な討論・質疑を賜りまして、本日無事に閉会の運びとなりましたことをお礼申し上げます。

さて、今は梅雨の真っ最中ということもありますが、今年の夏は例年になく非常に暑い夏だということに予想されております。議員のみな様並びに管理者のみな様におかれましては、健康に留意をされ、玉城町発展のためにご尽力を賜ることをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(10時45分 散会)